

令和7年10月22日
事 務 連 絡

一般社団法人日本旅行業協会訪日旅行推進部 御中

国土交通省物流・自動車局旅客課

貸切バスの運賃・料金制度の周知について(依頼)

平素より、国土交通行政にご理解とご高配いただき厚く御礼申し上げます。

貸切バスの運賃・料金には、観光客の皆様が安心して貸切バスをご利用いただけるよう、安全に関するコストが含まれております。そのため、貸切バスの運行にあたっては、国に届け出た運賃・料金の下限額以下の金額により運行することは法律上禁止されております。

運賃・料金は安全に貸切バスを運行するための根幹となるものであることから、別添のリーフレットをご活用の上、貴会員に対し、貸切バスの運賃・料金制度を積極的に周知いただきますようお願いいたします。

なお、令和7年9月26日付けで、貸切バスの公示運賃が見直され、新たな運賃・料金が公示されました。本見直しは、喫緊の課題である貸切バス運転者の担い手不足を解消するために賃金水準を全産業平均給与額まで引き上げることが不可欠であり、その原資を確保する観点から公示運賃の引き上げを実施しています。

引き続き、旅行業者と貸切バス事業者の適正な取引を推進するため、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

【別添資料】

貸切バスをご利用の旅行業者の皆様へ ～貸切バスの運賃・料金制度について～

以上

お問い合わせ先 国土交通省物流・自動車局旅客課 池澤、須藤、三島 TEL:03-5253-8111 (内線41252)
